## 配慮事項記載シート(山際周辺地区(第1種景観形成地区))

# (1) 基本事項

事項	景観形成基準	配慮・措置の内容	審査欄
基本事項	□ 景観づくりの基本目標、景観形成方針に		
	沿った景観形成に配慮する。		
	□ 届出対象となる行為は、周囲の景観にな		
	じむよう調和に向けた努力を行う。		
	□ 行為場所及び周辺の景観の向上に寄与		
	するよう配慮及び工夫に努める。		

## (2) 建築物

事	項	景観形成基準	配慮・措置の内容	審査欄
和學		□ 現在の街並みの壁面線を原則とする。		
		□ 駐車スペース等を確保するため、やむを		
	黑	得ず建築物を後退させる場合は、塀・門		
配置		扉・生垣などを壁面の位置に揃えて設置を		
		するなど、街並みの連続性を保つよう努め		
		る。		
高	さ	□ 原則として2階以下とする。		
	形	□ 和風建築を基本とし、歴史的な街並みや		
	状	伝統的建造物に配慮した形状とする。		
	屋	□ 屋根及び庇は、勾配屋根とし、周囲の建		
	根	築物と調和した勾配とする。		
	及び庇	□ 構法は、日本瓦(黒、灰色)葺又はこれに類		
形		するものとする。		
形態意匠	外壁·開口部	□ 外壁及び開口部の建具については、周囲		
匠		の建築物と調和し、街並みの連続性を保つ		
<b>é</b> 彩		よう努める。		
彩		□ 外壁は、白又は濃い茶、黒などの落ち着		
		いた色彩を基本とし、仕上げ材は、しっく		
		いや木材などの自然素材又はこれに類す		
		るものとする。		
		□ 建具は、茶や黒褐色などの落ち着いた色		
		彩とする。		
		□ 空調機等の建築設備は、通りから容易に		
建築	色	見える位置に設置しないものとする。		
設備	#等	□ やむを得ず設置する場合は、目隠しの設		
		置などにより、目立たないようにする。		

	□ 屋根に太陽光パネル等を設置する場合	
建築	は、屋根の色彩との調和に配慮し、低明度	
設備等	かつ低彩度、低反射で模様が目立たないも	
	のを使用する。	
	□ 通りからの見え方に配慮し、既存樹木	
	の保全及び生垣の設置など敷地内の緑化	
	に努める。	
	□ 景観を損なう恐れのある建物、敷地の	
外構·	修景のため樹木の植栽、補植に努める。	
緑化	□ 駐車場は、山際通りから容易に見える	
	位置に設置しないものとする。	
	□ やむを得ず設置する場合は、生垣で修	
	景するなど、周辺の歴史的景観を損なわ	
	ないよう努める。	

### (3) 工作物

事項	景観形成基準	配慮・措置の内容	審査欄
配置	□ 通りからの見え方に配慮した配置とす		
	<b>ప</b> 。		
	□ 伝統的建造物等の重要な景観資源の周		
	辺においては、景観資源に調和するよう、		
	位置関係に配慮する。		
	□ 背景となる山並みの稜線や隣接する建		
高さ	築物との調和に配慮し、突出した高さとな		
	らないスカイラインの形成に努める。		
	□ 伝統的建造物の意匠等と調和した形態		
形態	意匠となるよう配慮する。		
意匠	□ 道路や周囲からの見え方において、ボリ		
	ューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を		
	感じさせないよう配慮する。		
色彩	□ 白又は濃い茶、黒など彩度の低い落ち着		
	いた色彩を基調とし、周辺の建築物との調		
	和に配慮する。		

## (4) 特定工作物

事項	景観形成基準	配慮・措置の内容	審査欄
塀・柵	□ 山際通りは、伝統的様式及びこれに準じ		
	たものとし、その他は和風デザインと調和		
	するもの又は生垣とする。		
	□ ブロック塀は、禁止する。		
	□ 塀の色彩は、白、黒、濃い茶、柵の色彩		
	は、黒、濃い茶を基調とする。		

擁壁	□ 原則として擁壁が生じるような地形の	
	変更は行わない。	
	□ 看板等の広告物のデザイン及び色彩は	
	周辺の景観を損なわないよう配慮する。	
広告物	□ 自家用広告物以外の営業用広告は、原則	
	として設置しない。	
	□ 電柱の巻きつけ広告は、禁止する。	
ごみ	□ ごみ集積所を設置する際には、公道等か	
こか   集積所	らの見え方に配慮し、周辺の歴史的景観を	
朱傾別	損なわないものとする。	
自動販売機	□ 通りに面して、自動販売機を設置する場	
	合は、木柵の目隠しの設置や低明度かつ低	
	彩度の色彩を使用するなど、建築物や周辺	
	の景観との調和に配慮する。	

### (5) 開発行為等、その他

事項	景観形成基準	配慮・措置の内容	審査欄
開発行為			
及び土地			
の開墾、土	□ 土地の形質の変更を行うときは、変更後		
石の採取	の状態が歴史的景観を著しく損なわない		
その他の	よう努める。		
土地の形			
質の変更			
木竹の	□ 歴史的景観と一体をなす樹木の保存に		
伐採	努める。		
屋外にお	□ 堆積等の面積は最小限に留め、できるか		
ける土石、	□ 堆積寺の面積は取り取に曲め、 Ca るが     ぎり高さを抑える。		
廃棄物、再	さり同さを抑える。  □ 通りから目立たないよう、堆積の位置や		
生資源そ	規模を工夫し、堆積区域の周囲及び敷地内		
の他の物	の緑化に努める。		
件の堆積	V/水口に分りる。		

### (備考)

- 1 行為に関係する部分の□にレ印を記入し、配慮及び措置内容を記載してください。
- 2 届出内容と関連しない項目(今回変更しない箇所)は斜線を入れてください。